

琉球諸島を世界自然遺産へ

琉球諸島世界自然遺産登録に向けて



自然保護憲章

昭和49年6月5日
自然保護憲章制定国民会議

自然は、人間をはじめとして生きとして生けるものの母胎であり、厳粛で微妙な法則を有しつつ調和を保つものである。

人間は、日光、大気、水、大地、動植物などとともに自然を構成し、自然から恩恵とともに試練をも受け、それらを生かすことによって、文明を築きあげてきた。しかるに、われわれは、いつの日からか、文明の向上を追うあまり、自然のとうとさを忘れ、自然のしくみの微妙さを軽んじ、自然は無尽蔵であるという錯覚から資源を浪費し、自然の調和を損なってきた。

この傾向は近年特に著しく、大気汚染、水の汚濁、みどりの消滅など、自然界における生物生存の諸条件は、いたるところで均衡が破られ、自然環境は急速に悪化するにいたった。

この状態がすみやかに改善されなければ、人間の精神は奥深いところまでむしばまれ、生命の存続さえ危ぶまれるにいたり、われわれの未来は重大な危機に直面するおそれがある。しかも、自然はひとたび破壊されると、復元には長い年月がかかり、あるいはまったく復元できない場合さえある。

今こそ、自然の厳粛さに目ざめ、自然を征服するとか、自然は人間に従属するなどという思いあがりをして、自然をとうとび、自然の調和を損なうことなく、節度ある利用に努め、自然環境の保全に国民の総力を結集すべきである。

よって、われわれは、ここに自然保護憲章を定める。

自然をとうとび、自然を愛し、自然に親しもう。
自然に学び、自然の調和をそこなわないようにしましょう。
美しい自然、大切な自然を永く子孫に伝えよう。

- 1 自然を大切にし、自然環境を保全することは、国、地方公共団体、法人、個人を問わず、最も重要なつとめである。
- 2 すぐれた自然景観や、学術的価値の高い自然は、全人類のため、適切な管理のもとに保護されるべきである。
- 3 開発は総合的な配慮のもとで慎重にすすめられなければならない。それはいかなる理由による場合でも、自然環境の保全に優先するものではない。
- 4 自然保護についての教育は、幼い頃からはじめ、家庭、学校、社会、それぞれにおいて、自然についての認識と愛情の育成に努め、自然保護の精神が身についた習性となるまで、徹底を図るべきである。
- 5 自然を損傷したり、破壊した場合は、全て速やかに復元に努めるべきである。
- 6 身近なところから、環境の浄化や、みどりの造成に努め、国土全域にわたって美しく明るい生活環境を創造すべきである。
- 7 各種の廃棄物の排出や薬物の使用などによって、自然を汚染し、破壊することは許されないことである。
- 8 野外にごみを捨てたり、自然物を傷つけたり、騒音を出したりすることは、誠に慎むべきである。
- 9 自然環境の保全にあたっては、地球的視野のもとに、積極的に国際協力を行うべきである。

はじめに

沖縄県は、国内随一の亜熱帯海洋性気候にあって、温帯林からマングローブ林、海岸植生、砂浜、そしてサンゴ礁に至る景観が見られ、そこにはヤンバルクイナやイリオモテヤマネコなどの固有な動植物が数多く生息・生育し、多様な自然環境を形成しています。

平成15年に「世界自然遺産候補地に関する検討会」が設置され、我が国における新たな世界自然遺産候補地を学術的な見地から検討され、「知床」、「小笠原諸島」、「琉球諸島」の3地域が候補地として選定されています。

その後、「知床」については、平成16年に国において推薦することが決定されましたが、「小笠原諸島」、「琉球諸島」については、保護担保措置が十分でないということで推薦が見送られました。

「琉球諸島」は、鹿児島県トカラ列島以南から本県全域を対象範囲としており、今後、沖縄県としては鹿児島県とも連携しながら、国の調査に協力するとともに、普及啓発等を行い、地元の協力をいただきながら遺産登録の推進に向け取り組むこととしております。

この「琉球諸島を世界自然遺産へ」では、世界自然遺産とは何か、登録基準や登録手続きなどを説明するとともに、「琉球諸島」の自然特性についても分かりやすく紹介し、この小冊子を通して多くの方々が世界自然遺産に関心を持っていただき、登録に向けた取り組みについて理解と協力をいただくことを願っています。

最後に、本冊子の作成にあたってご協力いただいた関係者の皆様に対し、厚く感謝申し上げます。

平成17年3月

沖縄県文化環境部
自然保護課長 我那覇 晃

目次

はじめに	1
・世界自然遺産とは	4
世界遺産条約について	4
世界遺産とは～文化遺産と自然遺産～	5
世界中に広がる代表的世界遺産	6
日本の世界遺産～文化遺産と自然遺産～	8
日本の世界自然遺産～白神山地・屋久島そして知床～	10
白神山地	10
屋久島	11
知床	12
世界自然遺産の登録基準について	14
世界自然遺産の登録手順について	15
・琉球諸島の世界自然遺産への登録推進について	16
琉球諸島の範囲について	16
琉球諸島の自然特性	17
琉球諸島の世界自然遺産候補地選定の経緯	21
琉球諸島の世界自然遺産登録の課題	26
世界自然遺産の登録で守られる琉球諸島の自然	30

琉球諸島を世界自然遺産へ

世界自然遺産とは

世界遺産条約について

世界遺産条約とは、人類にとって普遍的な価値を有する世界の文化遺産、自然遺産を、特定の国や民族のものとしてだけでなく、人類のかけがえのない財産として各国が協力して守っていくことを目的に、第17回ユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」（1972）の略称（発効は1975）です。締結国は、登録候補地を「世界遺産委員会」に申請し、世界遺産として相応しいと認定され「世界遺産リスト」に登録されたものが「世界遺産」ということになります。

2004年7月現在、世界遺産登録国は134カ国、登録件数788（自然遺産154、文化遺産611、複合遺産23）件です。日本は1992年に締約国となり、世界遺産として12（自然遺産2、文化遺産10）件が登録されています。



琉球王国のグスク及び関連遺産群

左上：首里城正殿

右上：中城城跡

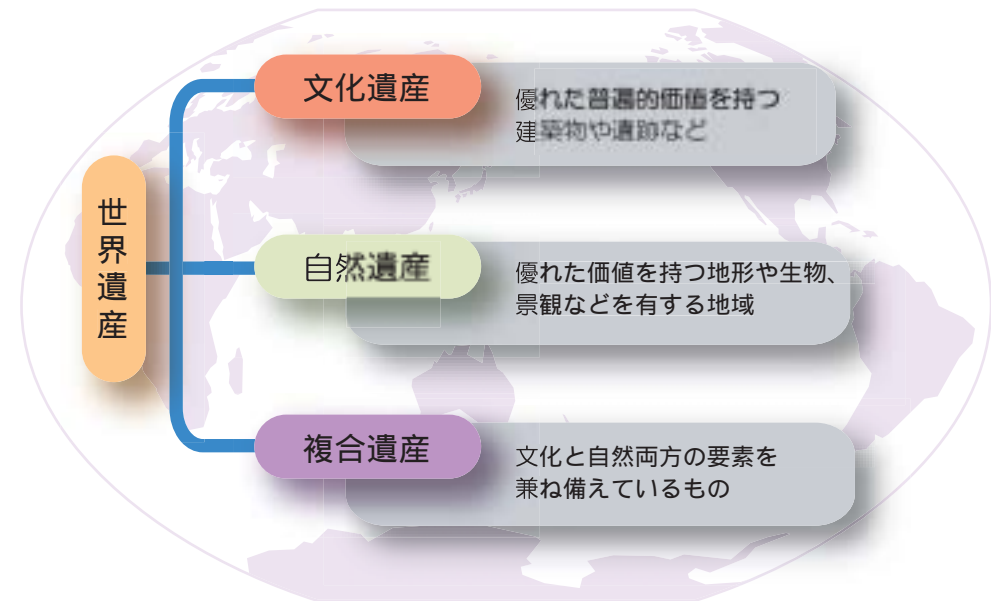
左下：座喜味城址

世界遺産とは ～文化遺産と自然遺産～

世界遺産とは1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づいて登録された文化・自然遺産をいい、国や民族をこえて、人類が共有すべき普遍的な価値をもつ遺産を対象としています。

世界遺産には文化遺産、自然遺産、複合遺産の3種類があります。

文化遺産とは歴史上、芸術上、研究上重要な建造物・記念碑・遺跡をいい、自然遺産とは保存上、鑑賞上、研究上重要な自然景観や生物棲息地をいいます。そして文化遺産・自然遺産のそれぞれの価値をあわせ持つのが複合遺産で、文化と自然を共に保護する世界遺産の概念を示すものといえます。



世界中に広がる代表的世界遺産

2004年7月現在、世界遺産リストに登録されているのは、134カ国、788〔文化遺産611、自然遺産154、複合遺産23〕件です。

文化遺産では、中国の「万里の長城」、カンボジアの「アンコール」、フランスの「ヴェルサイユ宮殿」、エジプトの「ピラミッド」などがあります。

自然遺産では、アメリカ合衆国の「グランドキャニオン」、オーストラリアの「グレートバリアリーフ」、タンザニアの「セレンゲティ国立公園」、アルゼンチン・ブラジルの「イグアス国立公園」などがあります。

複合遺産では、インカの都市遺跡と森林地帯でペルーの「マチュピチュ」、オーストラリアの「アボリジニの聖地ウルル（通称エアーズロック）」などがあります。

世界遺産地域別・種別の概要

	アメリカ	アフリカ	オセアニア	アジア	ヨーロッパ	合計
文化遺産	88	64	1	149	309	611
自然遺産	49	33	14	28	30	154
複合遺産	3	3	5	6	6	23
合計	140	100	20	183	345	788

2004年7月現在



【文化遺産】
ヴェルサイユの宮殿と庭園（フランス）
1976年登録



【文化遺産】
フィレンツェ歴史地区（イタリア）
1982年登録



【文化遺産】
アンコール（カンボジア）
1992年登録



【自然遺産】
グレート・バリア・リーフ（オーストラリア）
1981年登録



【自然遺産】 1984年登録
カナディアン・ロッキー
山脈自然公園群（カナダ）



【自然遺産】
グランド・キャニオン国立公園（アメリカ）
1979年登録



日本の世界遺産 ～文化遺産と自然遺産～

2004年7月現在、日本では12件が世界遺産リストに登録されています。文化遺産が10件、自然遺産が2件で、今のところ複合遺産はありません。沖縄県では2000年に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」が指定されています。

日本の世界自然遺産

種別	No.	名称	登録年
文化遺産	1	法隆寺地域の仏教建造物	1993
	2	姫路城	1993
	3	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	1994
	4	白川郷・五箇山の合掌造り集落	1995
	5	広島平和記念碑（原爆ドーム）	1996
	6	厳島神社	1996
	7	古都奈良の文化財	1998
	8	日光の社寺	1999
	9	琉球王国のグスク及び関連遺産群	2000
	10	紀伊山地の霊場と参詣道	2004
自然遺産	1	屋久島	1993
	2	白神山地	1993

琉球王国のグスク及び関連遺産群

名称	所在地
・今帰仁城跡	今帰仁村字今泊ハナ原
・座喜味城跡	読谷村字座喜味城原
・勝連城跡	うるま市字南風原
・中城城跡	中城村字泊
・首里城跡	那覇市首里当蔵町
・園比屋武御嶽石門	那覇市首里金城町
・玉陵	那覇市首里金城町
・識名園	那覇市字真地
・斎場御嶽	知念村字久手堅



【文化遺産】
琉球王国のグスク及び関連遺産群（沖縄県）
2000年登録



【文化遺産】
白川郷・五箇山の合掌造り集落（岐阜県）
1995年登録



【自然遺産】
白神山地（青森県・秋田県）
1993年登録



【自然遺産】
屋久島（鹿児島県）
1993年登録



白神山地

【位置】

青森県西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町、岩崎村、中津軽郡西目屋村

秋田県山本郡藤里町

標高300～1,243mの向日神岳に及ぶ山岳地帯
N40°22'～32'、E140°2'～12'

【面積】

169.71km²

概要

白神山地は、秋田県と青森県にまたがる山地の総称で、秋田県能代市、八森町、二ツ井町、藤里町、峰浜村と、青森県弘前市、深浦町、鰺ヶ沢町、岩木町、西目屋村、岩崎村、相馬村の2市6町4村に広がる地域である。世界遺産地域はこの一部で、白神山地森林生態系保護地域と同一の地域となっていて、秋田県藤里町と青森県深浦町・鰺ヶ沢町・西目屋村・岩崎町の3町2村に位置している。

代表的自然特性

白神山地のブナ林は、純度の高さやすぐれた原生状態の保存、動植物相の多様性で世界的に特異な森林であり、氷河期以降の新しいブナ林の東アジアにおける代表的なものである。また、様々な群落型、更新のステージを示しつつ存在している生態学的に進行中のプロセスとして顕著な見本となっている。

白神山地には人間活動の影響をほとんど受けていない源流域が集中し、世界最大級といわれるブナ林が広域に渡ってほぼ原生そのままの姿で残されており、ブナ林内には多種多様な植物群が共存し、それに依存する多くの動物群が育まれ、広大なブナの原生林だけでなくそこに住む動物、特にツキノワグマなどのほ乳類、クマゲラに代表される鳥類や昆虫類などの宝庫になっている。

合致するクライテリア（登録基準 p14 参照）

() 生態系

陸上、淡水域、沿岸、海洋の生態系や生物群集の進化発展において重要な進行中の生態学的・生物学的過程を代表する顕著な見本である。

法的担保措置

白神山地自然環境保全地域、白神山地森林生態系保護地域
津軽国定公園、赤石溪流暗門の滝県立自然公園(青森県)
天然記念物(種指定)

屋久島



【位置】

鹿児島県熊毛郡上屋久町、屋久町、宮之浦岳を中心とした島の中央山岳地帯に加え、西は国割岳を経て海岸部まで連続し南はモッチョム岳、東は愛子岳へ通じる山稜部を含む区域

N30°15'～23'、E130°23'～38'

【面積】

107.47km²（島の総面積の21%）

概要

屋久島は、鹿児島市の南方約130km、九州最南端沙汰岬の南方65km、種子島の南西18kmに位置する東西28km、南北24km、周囲132km、面積500km²のほぼ円形の島で、日本では7番目に大きな島である。九州最高峰の宮之浦岳（1,935m）をはじめ、1,000m級の山々が46座もあり、亜熱帯から亜寒帯までの気候が含まれる。

代表的自然特性

屋久島は、日本の分布の南限で樹齢7,200年といわれる縄文杉をはじめ、世界的に特異な樹齢数千年のヤクスギが見られ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動植物などを含む生物相を有するとともに、海岸部から亜高山帯に及ぶ植生の典型的な垂直分布が見られるなど、特異な生態系とすぐれた自然景観を有している地域である。島の90%を占める森林や生態系に約1,500種、日本の植物種の7割以上が分布する。さらに固有種が約40種、屋久島を南限とする植物が140種、北限とする植物が120種も見られる。

合致するクライテリア（登録基準 p14 参照）

() 生態系

陸上、淡水域、沿岸、海洋の生態系や生物群集の進化発展において重要な進行中の生態学的・生物学的過程を代表する顕著な見本である。

() 自然景観

類例を見ない自然の美しさ、あるいは美的重要性を持ったすぐれた自然現象または地域を包含する。

法的担保措置

屋久島原生自然環境保全地域
屋久島森林生態系保護地域
霧島屋久国立公園
特別天然記念物屋久島スギ原始林
天然記念物(種指定)



知床

世界自然遺産登録申請中

【位置】

北海道斜里郡斜里町および目梨郡羅臼町
オホーツク海と根室海峡に接した北海道北東部の知床半島に位置し、半島中央部には最高峰の羅臼岳（標高1,661m）をはじめとする標高1,500mを超える火山群（知床連山）が縦走している。

【面積】

核心地域：340km² 緩衝地域：221km²（海域：74km²を含む）
合計：561km²

現在、知床森林生態系保護地域の拡張に向けた手続きを進めているところであり、上記面積には拡張見込み地が含まれている。

概要

知床は、国内法等に基づく複数の保護区（原生自然環境保全地域、国立公園、森林生態系保護地域など）に指定されており、既に長期的に適切な保護を受けている。また、シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の野生生物の一部は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律や文化財保護法に基づく天然記念物として保護されている。なお、上記保護区を所管する各機関や地元自治体、地元関係者からなる地域連絡会議によって統合的な管理計画の検討が進められ、平成15年12月に管理計画（案）が取りまとめられている。同管理計画（案）は平成16年1月に環境省、林野庁、文化庁及び北海道によって正式に決定されている。

代表的自然特性

火山活動により形成された知床半島には、海岸部から高山に至るまで原生的な自然植生が連続して遺されており、高密度に生息するヒグマやシマフクロウなどの国際的な希少種を含む多様な生態系を形成している。また、冬期の流水は、当地域の海洋・陸域生態系の両面に大きな影響を及ぼすことも特徴である。

合致するクライテリア（登録基準 p14 参照）

- () 生態系
陸上、淡水域、沿岸、海洋の生態系や生物群集の進化発展において重要な進行中の生態学的・生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- () 自然景観
類例を見ない自然の美しさ、あるいは美的重要性を持った優れた自然現象または地域を包含する。
- () 生物多様性
学術上、あるいは保全上の観点から見て、顕著で普遍的な価値を持つ、絶滅の恐れのある種を含む、野生状態における生物の多様性の保全にとって、最も重要な自然の生息・生育地を含むこと。

法的担保措置

遠音別岳原生自然環境保全地域 知床国立公園、知床森林生態系保護地域
国指定知床鳥獣保護区

知床の世界自然遺産登録に向けてのスケジュール

3～5月

「世界自然遺産候補地に関する検討会」の開催（5月26日最終（第4回）の検討会）
・知床については「陸域と海域を含めた統合的な管理計画の策定」が今後の課題とされた。

10月

世界遺産一覧表への記載に係る今年度推薦作業方針の公表

・平成15年2月までに推薦書の提出を目標とする地域として「知床」を選定し、必要な作業を行う旨の方針を10月6日に決定した。

2003

10～12月

計画管理の策定

- ・関係行政機関（環境省、林野庁、北海道等）、地元自治体（斜里町及び羅臼町）、地元関係団体を構成メンバーとする「知床世界自然遺産候補地地域連絡会議」を設置し、検討会で課題とされた管理計画の策定作業を実施。
- ・12月15日に開催された第4回知床世界自然遺産候補地地域連絡会議において管理計画をとりまとめた。

12月

知床に係る保護制度所管省庁による関係審議会への報告

・文化庁（12月5日）、林野庁（12月8日）、環境省（12月16日）

1月

世界遺産条約関係省庁連絡会議（1月16日）

- ・知床の推薦を政府として決定。
- 1月中：推薦書を外務省経由でユネスコ世界遺産センターへ提出。
- ・推薦書の提出期限は1月2日。

2004

7月

世界遺産委員会の諮問機関（IUCN）による書類審査及び現地調査

・平成16年7月21日～24日にIUCNによる現地視察。

6月

2005

第29回世界遺産委員会（年次会合）

・推薦物件を審議、知床の登録可否が決定。

世界自然遺産の登録基準について

登録基準（クライテリア）について

世界自然遺産に登録されるには、学術的・客観的に以下の条件を満たす必要があります。また、審査に際しては、既に登録されている各国の自然遺産等との比較がなされます。

「世界自然遺産」の定義（条約第2条）

- ・無生物または生物の生成物または生成物群からなる特徴のある自然の地形であって、鑑賞上または学術上顕著な普遍的価値を有するもの
- ・地質学的または地形学的形成物および脅威にさらされている動物または植物の種の生息地または自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術的あるいは保存上際立った普遍的な価値を有するもの
- ・学術上または保存上または自然の美しさという観点で、際立って普遍的な価値を有する自然の場所あるいは区域が明確に定められている自然の地域

現行の作業指針に定める世界自然遺産の登録基準（2002年改訂版）

以下の（1）登録基準（クライテリア）の1つ以上¹、に適合するとともに（2）完全性（インテグリティ）²の条件を満たすこと。

（1）登録基準（クライテリア）

- (i) 地形・地質
生命進化の記録、地形形成において進行しつつある重要な地質学的過程、あるいは重要な地質学的、あるいは自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例であること
- (ii) 生態系
陸上、淡水域、沿岸・海洋生態系や動植物群集の進化や発展において、進行しつつある重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること
- (iii) 自然景観
ひとびとに愛され自然美および美的要素をもった自然現象、あるいは地域を含むこと
- (iv) 生物多様性
学術上、あるいは保全上の観点から見て、顕著で普遍的な価値を持つ、絶滅の恐れのある種を含む、野生状態における生物の多様性の保全にとって、最も重要な自然の生態・生育地を含むこと

（2）完全性（インテグリティ）の条件

- (i) 重要な関連する自然要素の全て、あるいはほとんどを含むこと
 - (ii) 十分な規模と必要な要素を含むこと
 - (iii) 際立って優れた美的価値を持ち、美的価値の長期的な維持に不可欠な地域を含むこと
 - (iv) 属する生物地理区分及び生態系における最も多様性に富んだ動植物相の特徴を維持するための生息地を含むこと
- 共通：
管理計画が必要
法律、規則、制度による長期的で適切な保護が必要
生物多様性の保全において最も重要な地域であるべき

1 登録地域の大部分は二つないし三つのクライテリアを満たすもの（45節）。なお、最近ではクライテリア（i）単独での評価による登録の例はない。
2 完全性（インテグリティ）とは、遺産の価値を構成する必要な要素がすべて含まれていること。また、長期的な保護のための法律等の制度が確保されていることも含む。

世界自然遺産の登録手順について

世界遺産の登録は、世界遺産条約の締結国となった各国が推薦する候補地の中から年1回開催される世界遺産委員会で決定されます。同委員会では登録する文化財、自然環境が優れた普遍的価値を持つことを証明するために、明確で詳細な基準を設けています。登録手順のプロセスは以下のとおりです。



1. 世界遺産候補地推薦・暫定リスト
締結国が5年ないし10年以内に世界遺産リスト登録のために推薦しようとしている遺産のリスト。
2. IUCN（国際自然保護連盟）
1948年にユネスコやフランス政府、スイス自然保護連盟などの呼びかけで、各国政府、民間の自然保護団体が参加して発足した自然環境保全に関する非政府国際機関。自然遺産の評価、調査の面で世界遺産委員会に協力している。
3. ICOMOS（国際記念物遺跡会議）
1965年に発足した非政府国際機関で、人類の遺跡や建造物の保存を目的とする。推薦された文化遺産に対し、調査に基づいて専門の評価、調査を行い、世界遺産委員会に協力する。
4. ICROM（文化財の保存及び修復の研究のための国際センター）
1959年に発足した政府間機関で、文化財の保存および修復の学術的・技術的問題に関する研究や助言を行い、技術者の養成、修復作業の水準向上に援助を行う。